〈記入例〉

被害状況明細書(2)

つ

い

τ

家

財

に

1 太線枠内の必要事項を記入してください。 2 家財掲載欄には、被害家財だけでなく、組合員所有の主な家財を記入してください。 (A)に組合員が所有している家財の全てを記載し、(B)に被害点数と被害の程度を記載してください。 3 被扶養者でない同居者がいる場合は、共有している家財についてのみ記入してください。 4 食料品、貴金属、現金及び畳、ふすま等の住居部分に属するものは対象外です。									
5 水	号や、消火による電気製品の被害については、修理不能であれば100% (A) 家 財 掲 載 欄					被害で構いません。 (B) 被害家財掲載欄			
	家財の名称	家財の 購入年	時 価	点 数	共済組合 査 定 欄	被害点数	被害の 程度(%)	共済組合 査 定 欄	
1	テレビ	H25	180, 000	1		0	0_(
2	テレビ	H22	70, 000	1		1	100	所有家財であれば、	
3	エアコン	H18	120, 000	2		2	100	被害が無い場合でも記載し、被害点数と被害の程度は0と記入します。	
4	エアコン	H26	100, 000	1		0	0		
5	冷蔵庫	H18	230, 000	1		1	100		
6	洗濯機	H25	190, 000	1		1	100		
7	電子レンジ	H25	120, 000	1		1	100		
8	パソコン	H25	158, 000	1		1	100		
9	ビデオデッキ	H25	120, 000	1		1	100		
10	ビデオカメラ	H23	100, 000	1		1	100		
11	洋タンス	H15	450, 000	1		1	70		
12	和タンス	H15	600, 000	1		1	70		
13	応接セット	H18	350, 000	1		1	50		
14	炊飯器	H24	25, 000	1		1	100		
15	食器棚	H19	30, 000	1		1	70		
16	衣類	H20∼H27	150, 000	50		40	100		
17	靴類	H29∼R1	60, 000	15		10	50		
18	寝具類	H20	50, 000	4		4	100		
19	机・椅子	H15	30, 000	2		2	100		
20									
21									
22									
23									
24									
25									

被害の程度は、使 用が不可能なため 廃棄予定の場合に 100%、損傷は目立 つものの使用可能 である場合に概ね 50%前後を目安に 記載する。

提出先 公立学校共済組合東京支部給付貸付課短期給付担当

査定の合計額

(令和3年4月)

査定の合計額